



バーチャルで取引されるリアルな野生動植物

金成かほる(プログラムオフィサー)

取

野生動植物取引におけるインターネットの利用

日本でインターネットの利用人口は、12年前の8倍にもあたる9千万人以上にのぼり、人口普及率は78%にもなっ

た(総務省、2009)。なかでも、人々に広く活用されるようになったサービスのひとつにインターネットオークションがある。オークションサイトのプロバイダー(例えば「Yahoo!オークション」や「楽天オークション」など)に登録すればだれでも、参加して商品を購入したり、商品を販売する(「出品する」)ことができる。この気軽なサービスは爆発的に利用者を増加させ、今では、ある時点で検索できる出品商品数は、数千万点にもものぼる(オークファン、2010)。インターネットオークションには野生動植物も「出品」(広告掲載)され、「落札」(購入)されている。ワシントン条約対象種の個体や派生物などでさえ、出品されているのを見ることができ

ところが、インターネット上で違法な野生生物の製品の取引がおこなわれていることが、これまでの複数の国における調査から明らかになっている(Wu, 2007)。日本でも、野生生物の違法取引が発見された際に、インターネットが何らかの形で利用されていたことが明らかになることも少なくはない。野生生物取引におけるEコマース(電子商取引)の顕著な拡大にともない、違法取引の問題に対応

する必要が出てきた。これに対し、ワシントン条約は、締約国や国際組織などからなるワーキンググループを立ち上げ、科学的な状況把握や監視の方法の検討を始めた(CITES, 2010a)。第15回締約国会議では、条約対象種の電子取引について、締約国が国内対策を整え、監視が十分にできるよう決議11.3を改正している(CITES, 2010b)。

日本のインターネットオークションサイトの現状

日本語のウェブサイトにおけるオークションサイトがどのような状況にあるのかを把握するため、トラフィックは、2009年の4ヵ月間に、1時点における全出品状況の調査と、2度にわたる1週間連続の新規出品をモニタリングする調査をおこなった。日本のオークションサイトでも出品件数の多い二つのオークションサイトを事例として調査対象とし、ワシントン条約に掲載された動物、植物のうち、日本の市場での販売が見られるいくつかの種の出品状況について調べた。出品を調べる際には、調査対象とした種が抽出されるようキーワードを設定して検索を行った(表1)。その結果、野生動植物に関連する数多くの製品が出品されていた。なかでも、象牙、ベッコウ、ワニの皮革製品、キャビアの製品が数多く出品されていた。象牙は1日に20点以上、キャビア、ベッコウは一週間にのべ50点近くというペースで新規の出品があった。これらの数字をみると、特に象牙、ベッコウは、過去に調査が行われた報告のある他の多くの国と比較しても、多

表 1 2つのオークションサイトで出品が見られたワシントン条約対象の動植物製品(生きた動物を除く)(調査期間:2009年3月~6月)

商品名(キーワード)	ヒットカウント		有効な出品数		週間平均出品数	
	サイト①	サイト②	サイト①	サイト②	サイト①	サイト②
象牙、ぞうげ、ゾウゲ	3,650	143	1,306	41	177.5	1.5
鼈甲、べっ甲、ベッコウ、べっこう	2,710	110	543	10	49	1
ワニ、鱈、わに/革、皮	1,344	92	278	14	52	19.5
キャビア、チョウザメ	1,674	64	11	0	43.5	0.5※
麝香、じゃ香、じゃこう、ジャコウ	79	59	3	0	0	0
アロワナ	138	68	18	17	1	24.5
虎骨、虎肉	1	4	1	0	0	0
虎、トラ、とら/毛皮、剥製	39	3	6	0	0.5	0
ヒョウ、豹/毛皮	32	2	9	0	0	0
豹骨	6	6	0	0	0	0
ビクーニャ、ビクーナ、ビキューナ	8	0	5	0	1.5	1
ブラジリアンローズウッド	5	0	5	0	3.5	0
トリバネアゲハ	7	4	4	4	0	6.5
犀角	5	0	2	0	0	0
スローロリス	0	1	0	1	0	0

ヒットカウントは、ある時点でキーワードを入れて検出された件数を示す。

有効な出品数は、商品がワシントン条約該当の商品かどうかを、本調査用に作成した基準に即して判断した結果、有効であると見られたカウント数を示す。

週間平均出品数は、新規に出品される件数のうち有効な出品数として数えられるものの件数を示す。

以下の製品については、製品に含まれるワシントン条約対象の動植物種に由来する成分の識別の困難さから、出品数の計数から除外した:「キャビア」を含むとする化粧品、「ムスク」を含むとする香水、「ブラジリアンローズウッド」の香りを含むとする香水。

数の商品が出品されている(例:中国語 Wu, 2007、英語 IFAW, 2008; Williamson, 2004)。また、生きた爬虫類、鳥類の出品を認めているオークションサイトでは、調査を行った時点で、ワシントン条約対象種だけで56種の生きた爬虫類・鳥類が出品されていた。調査した2つのオークションサイトのうち片方は生きた爬虫類・鳥類の出品を許可していなかった。

取引される野生動植物のルーツと行き先

野生動植物の最終消費国(輸入国)である日本で、インターネットオークションに出品されている様々なワシントン条約対象の野生動植物の多くは、もともと海外から輸入されたものである。インターネットオークション上では、出品の際にその商品の原産国や輸出国に関する情報はほとんど提供されていなかったが、唯一原産国が比較的良好に表示されていたのは生きた動物の出品で、内容の詳細を調査した出品広告のうち36%が原産国あるいは輸出

国の名前を記載していた。記載内容によると爬虫類・鳥類の原産国あるいは輸出国として6地域、27カ国が表示されており、世界中に分布していた。

さらに、象牙の出品のうち、サイト①で調査対象となった109の出品広告のうち10%(11の出品広告)が「海外発送に対応」と表示をしていた。インターネットオークションを介して国際的に取引される可能性を示している。象牙の国際取引はワシントン条約で規制されており、一部の象牙については日本からの再輸出は禁止されている。これらの規制内容についてオークションの出品者、落札者がどの程度把握しているかは不明である。情報不足のままに取引がおこなわれ、違法な取引へとつながる可能性が懸念される。

法整備の必要性

インターネットを利用した取引が、店舗販売などと比較して、より違法取引を助長するかどうかについては現在議論の最中である。ワシントン条約事

務局は、インターネットの利用と違法取引の割合の間での相関に関する科学的な調査を広く募っている (CITES, 2010c)。

この議論の重要な点として、日本の法律が、インターネットによる新しい取引形態に十分に対応していないと指摘できる。インターネット上での取引の特性に対応した適切を行うため、日本の野生生物取引に関係する法律、特に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」は、修正が必要である。種の保存法の施行が開始されたのは17年前の1993年で、制定以降大きな改正が行われておらず、その間、日本のインターネット利用者は、12年で8倍という勢いで急増し（総務省、2009）、野生生物製品の取引形態も大幅に変わってきている。

インターネット上での野生生物製品の取引の際には、販売側が提供する情報だけが、販売者と購入者との間で共有される情報となることを念頭におく必要がある。出品している製品の合法性や、その合法性を有効にするための書類（合法的に輸入した際の書類、種の保存法に基づいた登録票など）の有無など、違法な取引を防止するために必要な情報を、野生生物製品をオークションに出

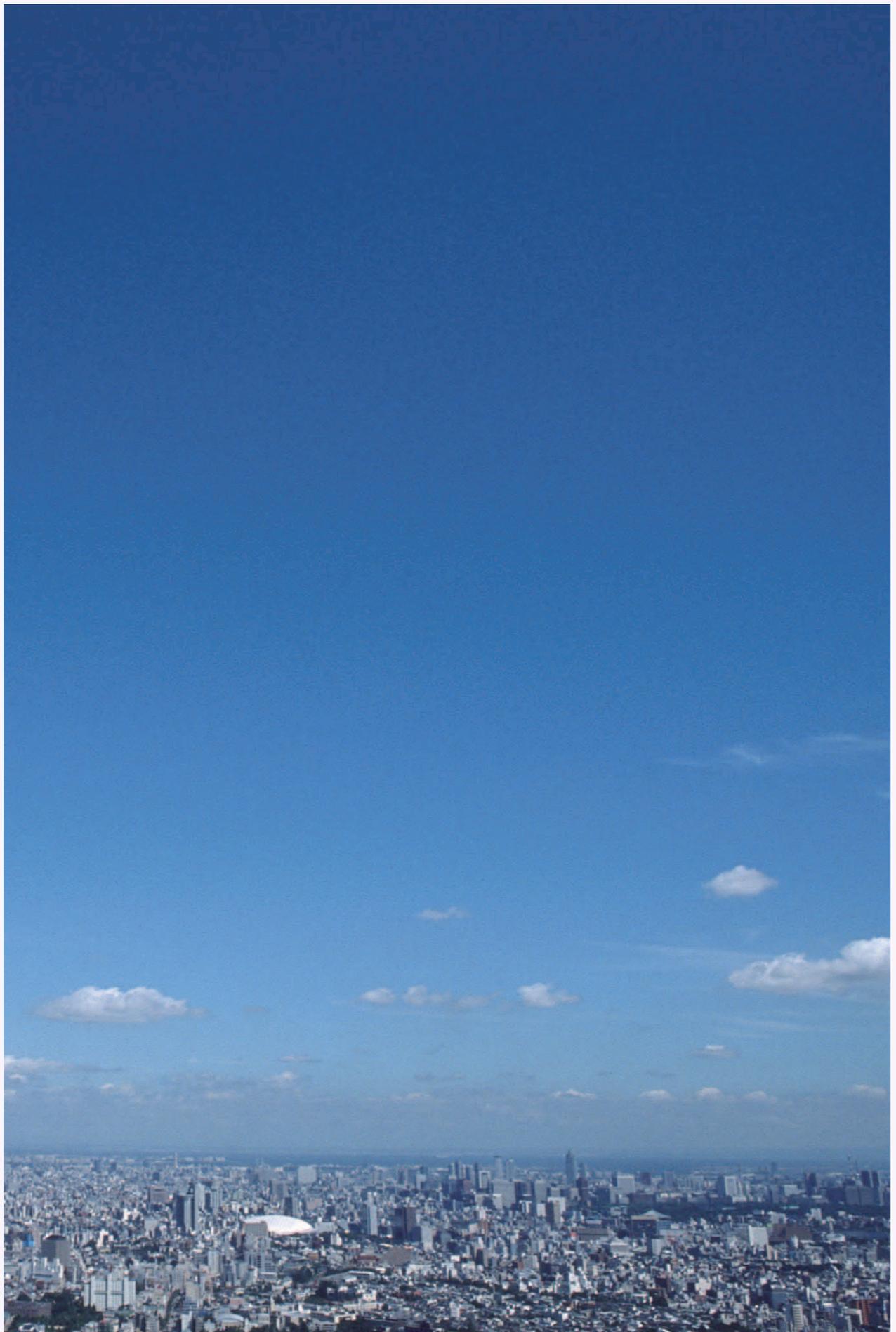
品する販売者が提供することは、義務であるべきである。

同時に、インターネットオークションは、事業者だけでなく、一般の市民も取引に気軽に参加できる場である。そのため、インターネットオークション上で行われる取引に関する施策は、より一般的に理解しやすいものであるべきである。また、これらの関連する条約や国内法に関しての知識は、インターネット利用者というより広い対象に対して普及が徹底されているべきであり、政府はこの役割を担うべきである。政府はオークションサイトのプロバイダーなどと協力し、これらの知識の周知をより強化することができるはずである。

店舗販売と異なり一度に広範囲にわたる多くの人々が利用できるというインターネットの利点を生かし、条約や法規制の認知を広げる機会として活用することが重要である。違法なインターネット取引に対する抑止力を構築することで、危機に瀕した動植物種を、悪意のあるインターネット取引から守らなければならない。これは人々のこれらの問題に関する認知の拡大と入念な監視、そして法律の整備によって成し遂げられる。

参考文献

- オークファン. (2010) http://aucfan.com/site_count.html. (2010年7月26日閲覧)
- 総務省. (2009). 2010年4月27日プレスリリース、平成21年「通信利用動向調査」の結果. http://www.soumu.go.jp/main_content/000064217.pdf. (2010年6月8日閲覧)
- CITES. (2010a). CoP15 Doc. 32 - Interpretation and implementation of the Convention Trade control and marking. <http://www.cites.org/eng/cop/15/doc/E15-32.pdf>. (2010年8月3日閲覧)
- CITES. (2010b). CITES resolution Conf.11.3 Compliance and enforcement (COP15で改正). <http://www.cites.org/eng/res/all/11/E11-03R15.pdf>. (2010年8月4日閲覧)
- CITES. (2010c). PRESS KIT E-commerce of CITES-listed species. http://www.cites.org/eng/news/press/2010/20100316_e-commerce_kit.pdf. (2010年6月8日閲覧)
- IFAW. (2008). Killing with Keystrokes: Wildlife trade on the Internet. London: IFAW.
- Miniwatts Marketing Group. (2009). Internet World Stats. www.Internetworldstats.com/stats.htm. (2010年6月閲覧)
- Williamson, D.F. (2004). *Tackling the Ivories: The Status of the US Trade in Elephant and Hippo Ivory*. TRAFFIC North America. Washington, DC: World Wildlife Fund.
- Wu, J. (2007). World Without Borders: Wildlife Trade on the Chinese-language Internet. TRAFFIC Bulletin, v.21 (2):75-84.



トラフィックネットワークは、
野生生物の取引の監視ネットワークとして、
特に動植物にとって有害で違法な野生生物の取引に関して、
野生生物の持続可能な利用の確立を支援することである。

トラフィック イーストアジア ジャパン
〒105-0014
東京都港区芝3丁目1番14号
日本生命赤羽橋ビル6階
Tel : 03-3769-1716
Fax : 03-3769-1304
E-mail: traffic@trafficj.org
URL: <http://www.trafficj.org>

TRAFFIC International
219a Huntingdon Road
Cambridge CB3 0DL
UK
Tel : 44-1223-277427
Fax : 44-1223-277237
E-mail: traffic@traffic.org

TRAFFIC
the wildlife trade monitoring network

is a joint programme of

